

## 第4章 廃棄物の処理等

### 4.1 日常生活廃棄物の処理

前章の手順により収集した日常生活廃棄物は、以下のとおり処理しなければならない。

#### 4.1.1 食物くずの処理

食物くずについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック}

- 焼却処理……………船内における保管場所を削減し、陸上受入施設への陸揚げ作業を容易とするため、船舶発生油等焼却設備を用いて焼却し、灰の状態とする処理方法
  - 粉碎処理……………すべての国の領海の基線から外側3海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域においては、すべての国の領海の基線から外側12海里を超える海域）において排出するため、あらかじめ粉碎装置等を用いて最大径25ミリメートル以下に粉碎する処理方法
  - 無処理1……………すべての国の領海の基線から外側12海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海海域及び海洋施設等周辺海域を除く）において排出するため、船舶内では無処理とする方法
  - 無処理2……………陸上受入施設等に陸揚げするため、船舶内では無処理とする方法
  - その他の処理
- 
- 

焼却にあたっては、国土交通省令で定める技術上の基準に適合した「船舶発生油等焼却設備」を使用し、「船舶発生油等焼却施設取扱手引書」に定められた事項を遵守しなければならない。

#### 4.1.2 廃プラスチック類の処理

廃プラスチックについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック}

- 焼却処理……………船内における保管場所を削減し、陸上受入施設への陸揚げ作業を容易とするため、船舶発生油等焼却設備を用いて焼却し、灰の状態とする処理方法

## 第6章 廃棄物の陸揚げ等

### 6.1 日常生活廃棄物の陸揚げ又は排出

#### 6.1.1 食物くずの陸揚げ又は排出

前章の手順により貯蔵した日常生活廃棄物のうち、食物くずについては、以下のとおり陸揚げ又は海域に排出しなければならない。{該当事項チェック}

- 陸揚げ1 ……………焼却処理したうえで貯蔵中の当該廃棄物を、陸上受入施設等に陸揚げする
- 陸揚げ2 ……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上受入施設等に陸揚げする
- 排出1 ……………粉碎処理したうえで貯蔵中の当該廃棄物を、すべての国の領海の基線から外側3海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海海域、北極海域及び南極海域並びに海洋施設周辺海域においては、すべての国の領海の基線から外側12海里を超える海域）において排出する
- 排出2 ……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、すべての国の領海の基線から外側12海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海海域、北極海域及び南極海域並びに海洋施設等周辺海域を除く）において排出する

#### 6.1.2 食物くずの排出作業場所の指定

本章の手順により、食物くずを海域に排出するにあたっては、船舶内の指定された場所においてその作業を行わなければならない。

指定された作業場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

| 【日常生活廃棄物の種類】                       | 【処理の種類】   | 【排出作業場所】 |
|------------------------------------|-----------|----------|
| <input type="checkbox"/> 食物くず…………… | 粉碎処理…………… | _____    |
|                                    |           | _____    |
| <input type="checkbox"/> 食物くず…………… | 無処理……………  | _____    |
|                                    |           | _____    |
|                                    |           | _____    |